

Title	〔行政法一七〕小作契約解除の制限と財産権の保障 (昭和三五年二月一〇日最高大法廷判決、棄却)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.8 (1961. 8) ,p.63- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610815-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔行政法 一七〕 小作契約解除の制限と財産権の保障

昭和三五年二月一〇日最高大法廷判決、棄却
 第一審長野地裁飯田支部、第二審東京高裁
 昭和三年(オ)第三二六號土地賃借契約等無効確認請求事件
 最高民集一四卷二號一三七(一)頁

【判示事項】 一、農地法第二〇條と憲法第一四條、第二九條

二、當該法律關係と直接關係のない法規またはその屬する法律全體の違憲性を理由とする違憲主張の適否

【參照條文】 農地法第二〇條、憲法第一四條、同法第二九條、民訴法第三九四條、同法第八一條

【事實】 上告人(原告・控訴人)は、本件農地の所有者であり、これを被告(被告・被控訴人)に、昭和二三年一月下旬より五ヶ年の期間をもつて賃貸し、昭和二五年以降の小作料を年四三〇圓と定めた。その後期間の満了にとまない、契約更新の拒絶を被告人に通知して、右賃貸借契約の消滅による農地の引渡しを請求した。なおこの契約の解除等については、農地法第二〇條にもとづいて縣知事の許可を申請したのであるが、これに對する許可はあたえ

られなかつた。そこで被告人は、知事の許可のなかつたことを理由として、契約期間が満了しても、右農地の賃貸借關係は存續してゐるとして、土地の明渡しを拒絶したのである。原告の主張の主な點は、次の通りである。

まず農地法が、占領軍の強制によつておこなわれた變則不條理な法律であり、耕作者を保護するのあまり、非耕作者に對して差別待遇をなすもので、憲法第一四條の平等原則に違反するということ、次に、特に賃貸借契約および小作料に關する規定が、あまりにも一方的で、耕作者の保護に偏しているから、これらの理由によつて同法は違憲であり、これにもとづく知事の不許可處分もまた無効であるから、賃貸借契約は、原告の更新拒絶によつて消滅したといふのである。これに對して、第一審および第二審ともに、農地法の合憲

性を認め、原告の請求を棄却した。

【上告理由】 原判決が、農地法の定める制限をもつて、公共の福祉のためになされた合理的な措置であると判示していることは、農業經營に對する一面的な觀察であり、必要以上に犠牲を強いられる地主階級の存在を看過しているものであるとして、上告人は、次のように主張している。まず公共の福祉のためにする制限は、必要最少限度に止めるべきであつて、多くの犠牲者を出すような立法をあえておこなうことは、かえつて公共の福祉に適合するものではなく、その行きすぎである。農地法は、小作人の利益の保護に偏し、このために農地所有權が、種々の面において強い制限をうけているので、事實上地主の權利は剝奪されているにも等しい状態にあるのであるから、これをもつて合理的な農地所有權の制限であるといふことはできない。かくて農地法第三條は、憲法第二九條の保障する財産權を侵害し、憲法違反の法律という外はない。さらに農地法第二〇條による農地貸借に關する制限は、小作農保護、地主階級壓迫に偏し、しかも農地の貸借關係につき知事の許可制度を採用した結果、地主の權利は一層制限されることになり、農地の返還を免れた小作農にして、地主よりも經濟的に餘裕ある者を生ぜしめている實例もある。かくて一部の者を壓迫して特定の者に特權的な地位を認めるようなことは許されるべきではない。

第二に、小作料の最高額は、適正に定められるべきところ、本件における小作料は、上告人の負擔する固定資産税の税額にも達せざるものであつて、かくの如きは全國的な問題であり、小作料の最高額が適正でないことを證明している。このことは、地主という社會的身分に對する經濟的關係における明らかな差別待遇であり、憲法第一四條に違反する。さらに農地法第二四條が、小作料の減額請求權を認めながら、地主の増額請求權を認めないのも、不平等であるといふのである。

【判旨】 上告棄却。貸借更新拒絶に對する知事の不許可については、農林大臣への訴願または行政訴訟によつて、これを争うことができるのであるから、農地法第二〇條が貸借の繼續を強制し、これによつて一般の土地所有者と比較して、農地の所有者に對し不當な差別待遇をあたえているものとはいえない。また本件のような農地に對する制限は、農業經營の民主化、自作農化の促進等のためになされたもので、右の程度の不自由さは公共の福祉に適合する合理的な制限と認められるべきものである。

なお右の不許可處分と關係のない農地法の各規定の憲法上の効力について争い、これによつて農地法全體の違憲性を強調して、これにもとづく當該不許可處分の違憲無効を主張するということについては、處分に直接適用されるべき法規の違憲性に關する判斷にもと

づいて、右の主張がなされるべきであり、當該法律關係になら關係のない法規の憲法上の効力を云爲し、あるいは、それら法規の屬する法律全體の違憲性に論及して、當該法律關係の違憲無効を主張するということは、上告理由として許されないものであると判示している。

【評釋】 農地改革における自作農創設にともなう農地の買収、そのほか、耕作權の保護を目的となされた農地所有權に對する諸制限等については、根本的に見解が對立しており、また財産權の保障に關する憲法第二九條との關係で、特に農地法第三條における所有權その他の農地に關する權利の移轉についての許可制等に關しては、問題のあるところである。本件は、これらの問題のうち、農地法第二〇條による耕作權の保護を目的とする農地賃貸借の解除等に關する制限の違憲性と、小作料の最高限度の制限による地主に對する不利益な取扱の平等原則違反とが問題とされているのであるが、かかる農地に關する權利についての制限が、憲法に違反しないかどうかということについての判示第一點に關しては、原則的に賛成する。すなわち憲法第二九條第二項における公共の福祉は、國家が、社會の共同生活の必要のために個人の權利自由に對して制限を加えることができるという消極的な内容をもつだけでなく、特に經濟

生活關係においては、各人の生存權の保障との關連によつて社會的法治國家の主旨にもとづいて、積極的に、經濟的財産的な利害關係の調整をおこなうべきことをも、その内容とされているものであると考えられるからである。したがつて、農地に關する所有權その他の權利が、使用收益處分に對する制限その他の價格統制等の點において、右のような目的のためにする制約のもとにあり、財産權そのものの具體的な内容として、法律上このような制限の範圍内で、農地に關する權利の成立が認められているということになる。この點について農地改革を根本的に否定する立場にたつならば、その結論は別のものとなるであろうが、一應これを認める立場からみるならば、本件における農地の賃貸借の解約ないしは更新拒絶等に關する制限は、まず原則的にその可能性が、憲法上承認され得るものであるといわなければならないであろう。

ところで農業經營の民主化と農業生産力の増進という農地法の理念、およびこの必要のためになされる諸制限等については、上告人も、全面的にこれを否定しているとは解せられないのであるが、要するに、このような争を生ぜしめた原因は、小作料の最高限度があまりに低額に限定されており、このために、右の農地改革に關する措置が、地主の必要以上の犠牲負擔において實施されているので、甚しい不平等の結果を生ぜしめているということにあるのである。

判示は、このような制限をもつて、公共の福祉の目的に適合する合理的な制限であるとし、これによる農地所有者の不利益もまた、公共の福祉の維持のためには、甘受しなければならない程度のものであるから、平等の原則に違反しないとのべているのであるが、公共の福祉の目的に適合する制限であるならば、それは平等の原則にも違反したことはないとは、當然には結論し得ないのであるから、

本件の制限が平等原則に違反するものではないという点についての判示の理由づけは、必ずしも十分なものであるとはいえないのではなからうか。ただし、たまたま本件の場合における小作料が、上告人主張のように、小作料をもつては固定資産税の額をもまかなうことができないというほどに低額のものであつたという事情にあるならば、このような場合には、契約更新拒絶に対する知事の許可処分があたえられるべきであり、それにも拘らず、これを不許可としたのであるから、まず知事にかかる不許可処分について、その違法性が争われるべきであつて、この点について、あえて違憲問題を持出す必要はなかつたのであるかもしれない。けれども本件の場合には、小作料の統制額の算定に関する基準それ自體が、そもそも現狀に適合した合理的なものであるかどうかという問題と関連して、このような基準にもとづく制限の方法について、憲法上の平等原則違反の問題が提起されているのであるから、單に公共の

福祉の必要による、農地所有者の権利に對する制限の一般的な可能性という点のみについて説明するだけに止まるのではなく、さらに、かかる統制額の決定方法による制限の仕方が、平等の原則に反しない合理的なものであるかどうかということについての判断ないしは理由づけが必要であつたと考えられるのである。

判示第二點は、ある法律關係の違憲であるか否かは、これに適用される當該法規の違憲なりや否やの判断に即すべきものであり、これとまつたく關係のない法規の効力について、またはそれらの法規をふくめた法律全體に関する違憲性を主張するということは、上告理由としては許されないものであるとしているが、この点についても、原則的には判旨に賛成したい。およそ法律の違憲に関する問題は、當該適用法條が、具體的な事件の判断において憲法の規定ないしは原則と抵触する場合には、はじめに訴訟上問題となるのであつて、かかる係争事件とまつたく關係のない條文、または當該法律の一般的な主旨ないしは原理等について、當事者の摘示している争點とならぬ關係もないのに、その違憲性を主張するということは、當該事件に對する法的判断とは關係のないことであり、また必要のないことだからである。したがつて當該事件と無關係な事項について、違憲の主張を構成したとしても、それは、上告理由としての要件をみたしたことはないといふことは、當然のことといひな

ければならない。ただし、本件の場合に、農地法第二〇條第一項のみが問題となるのであつて、他の法條は、これとまつたく關係がないといえるのであるかどうかは、疑問であると考ええる。本件では主として右第二〇條が争われていることはもちろんであるが、この問題は、農地に關する權利に對する制限についての種々の違憲問題の一環として、かかる制限に關する第二〇條以外の他の法條、および農地法全體の主旨ないしは法原理との關連において、地主の權利に對する制限の違憲性が問題となつてゐるのであり、またこのよゝな關連をもつて違憲問題の發生することも、十分にその可能性が考えられることである。ところで上告人のあげた農地法第三條は、農地に關する權利の移轉に對する制限についての一般的な規定を定めたものであり、また農地法第一條は、同法の目的および一般的な

主旨を宣言してゐるのであつて、貸借の制限に關する第二〇條とまつたく無關係なものであるとは考えられない。これらの規定が、相互に關連のないものであるならば、他の條文についての違憲性を主張することが必要でないことは、まさに判示のとおりであるが、關係があるとすれば、争の中心になつてゐる右第二〇條との關係において、同條の違憲性を理由づけるために、これと關連性のある他の條文なり、または農地法の一般的な主旨ないしは原理について、その違憲性を主張することも許されるべきではないかと考えられるのである。要するに本件判示は、原則的に支持されるべきものであると考えるが、なお若干の補足を要するものであると思ふ。

(田口 精一)

〔商法 一七〕 登記と異なる本店所在地を記載した手形を

振出した場合の署名取締役の責任

昭和三年八月九日、東京地方裁判決
昭和三年(ワ)第八六五號約束手形金請求事件
下級民集九卷八頁一五五八頁
昭和三年二月二十四日東京高等判決
昭和三年(ネ)第一八〇八號約束手形金請求事件
下級民集九卷一二號二五七七頁

【判示事項】 本店の移轉登記未了の移轉先を肩書地とする會社の

取締役社長の名義で手形振出行爲をした者の手形上の責任